

愛知県障害者施策審議会ワーキンググループ等における意見への対応（案）について

（１）条例要綱（案）への意見

① 第２回ワーキンググループにおける意見及び回答

条例要綱案 関連条項	意見の概要	意見に対する対応（案）
第３の３ 定義	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者の定義に「障害者手帳の有無に関係なく対象となること」を盛り込んだらどうか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・差別や合理的配慮の取組については、全国の統一的な取扱いが必要であることから、障害者差別解消法に沿った規定としたい。 また、国においても、法ではなく基本方針で障害者手帳の所持者に限られないことを規定している。
第３の１１ 相談及び紛争 の防止等 のための体制 の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・独立した相談窓口を設置してほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・国の基本方針に基づき、新たな機関は設置せず、既存機関等の活用により対応することとしている。 なお、条例とは別に、相談窓口は明確にして広報・周知を行うとともに、職員への研修も実施していく。
	<ul style="list-style-type: none"> ・相談体制や協議会を専門に実施できる体制を整備するなど人的な強化を図ってほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・国の基本方針では、新たな機関は設置せず、既存機関等の活用により対応することとしているが、必要に応じ今後検討したい。
	<ul style="list-style-type: none"> ・相談体制の仕組みと役割分担を明確化してほしい。 ・相談窓口の担当部署や担当者を明確にしてほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・国の基本方針に基づき、新たな機関は設置せず、既存機関等の活用により対応することとしている。 なお、条例とは別に、相談窓口は明確にして広報・周知を行うとともに、職員への研修も実施していく。
第３の１２ 協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・協議会に事案解決機能の権限を持たせてはどうか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・法であつせん・調停等は主務大臣の権限となっており、法施行前に発出される政令における地方公共団体へ権限を委任する内容を見極めたい。
	<ul style="list-style-type: none"> ・協議会の公開について検討してほしい。また、実行性を高めるため、実務者会議の設置を検討してほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・公開については、個人情報保護への配慮も必要であるので、条例とは別に協議会の要綱として検討したい。また、実務者会議については、今後設置する協議会で対応していく中で、必要に応じて検討していきたい。
—	<ul style="list-style-type: none"> ・施行３年後、及び３年ごとの見直し規定を盛り込むことを提案する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・法の施行３年経過後の見直し規定も参考に、規定する方向で検討する。
—	<ul style="list-style-type: none"> ・障害当事者、障害関係団体へのヒアリングを実施していただきたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・実施する方向で検討する。

② ワーキンググループ後に寄せられた障害者施策審議会委員からの意見

条例要綱案 関連条項	意見の概要	意見に対する対応（案）
条例名	<ul style="list-style-type: none"> ・ 条例の名称は「障害のある人もない人も共に生きる愛知県条例」あるいは「障害のある人への差別をなくし共に生きる愛知県条例」などの方がよいのでは。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 法の趣旨を県民にしっかりと周知したいと考え、法は正式名称が「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」であるが、一般的に「障害者差別解消法」と称されることから、わかりやすく「障害者差別解消推進条例要綱（案）」としたい。 なお、条例要綱（案）では法にはない前文、基本理念を規定している。
第3の1 前文	<ul style="list-style-type: none"> ・ 前文に障害のある人への差別が現在でも存在する状況について言及すべきである。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 他府県の条例を参考に検討する。
第3の3 定義	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者の定義に「難病」、「障害児を含む」、「民族的マイノリティ集団に属する者を含む」、「女性であることで複合的に困難な状況があること」について明記してほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 差別や合理的配慮の取組については、全国の統一的な取扱いが必要であることから、法に沿った規定としたい。 なお、国においても法ではなく基本方針で「女性である障害者は複合的に困難な状況に置かれている場合があることに留意する。」と規定している。
第3の4 基本理念	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各地で手話言語条例等が制定されている状況を踏まえ、基本理念に言語と意思疎通についての項目を追加するとともに、性別、年齢と民族への言及を行うべきである。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 差別や合理的配慮の取組については、全国の統一的な取扱いが必要であることから、法に沿った規定としたい。
第3の9 県における障害を理由とする差別の禁止 第3の10 事業者における障害を理由とする差別の禁止	<ul style="list-style-type: none"> ・ 差別的取扱い及び合理的配慮について分野別（領域別）に、具体的に規定してほしい。 ・ 合理的配慮の提供の「負担が過重でない場合」について、例外規定を安易に設けず、真にやむを得ない場合に限定してほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 差別や合理的配慮の取組については、全国の統一的な取扱いが必要であり、事業者のための対応指針で示されることとなっているため、規定しないこととしたい。 ・ 「過重な負担」の考え方については、国の基本方針に基づき、個別の事案ごとに「事務・事業への影響の程度」、「実現可能性の程度」、「費用・負担の程度」等の要素を考慮し、具体的場面や状況に応じて総合的・客観的に判断していくこととなる。

条例要綱案 関連条項	意見の概要	意見に対する対応（案）
第3の11 相談及び紛争 の防止等のため の体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> 「市町村との連携」の項目が必要である。 	<ul style="list-style-type: none"> 規定する方向で検討する。 なお、条例要綱（案）では、第3の制定の内容において、市町村との連携に関して次のとおり規定している。 5 県の責務（2）：市町村が実施する障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策に関し必要な協力及び支援を行うよう努めるものとする。 11 相談及び紛争の防止等のための体制整備：市町村その他関係機関と連携して必要な体制の整備を図るものとする。
	<ul style="list-style-type: none"> 独立した相談窓口（相談員）を設置してほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> 国の基本方針に基づき、新たな機関は設置せず、既存機関等の活用により対応することとしている。 なお、条例とは別に、相談窓口は明確にして広報・周知を行うとともに、職員への研修も実施していく。
	<ul style="list-style-type: none"> 圏域ごとにアドバイザー機能をもつ広域相談員を配置してほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> 一定の区域ごとに広域相談員を設置する方向で検討する。
	<ul style="list-style-type: none"> 相談窓口はより速やかで細やかな対応ができるよう各市町村1箇所設置してほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> 相談体制の整備は、条例に関わらず、法で地方公共団体の責務とされている。市町村に対しても十分な体制整備を働きかけていく。
第3の11 相談及び紛争 の防止等のため の体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> 弁護士や障害当事者等を含む、調整委員会等の「調整機関」を設置してほしい。 知事による、調査、勧告、公表ができる体制を作してほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> 法であつせん・調停等は主務大臣の権限となっており、法施行前に発出される政令における地方公共団体へ権限を委任する内容を見極めたい。
第3の12 協議会	<ul style="list-style-type: none"> 協議会については、障害当事者・団体から構成員を参画させることが重要である。 	<ul style="list-style-type: none"> 協議会については、既存の障害者虐待防止連携会議による対応を予定しており、障害者団体からの参画を予定している。
第3の15 財政上の措置	<ul style="list-style-type: none"> 地域間格差是正のため、財政上の措置に市町村への支援等の規定を入れるべきではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> 条例要綱（案）では、第3の5「県の責務」において、市町村が実施する障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策に関し必要な協力及び支援を行うよう努めるものとすることを規定している。
—	<ul style="list-style-type: none"> 施行3年後、及び3年ごとの見直し規定を盛り込むことを提案する。 	<ul style="list-style-type: none"> 法の施行3年経過後の見直し規定も参考に、規定する方向で検討する。

(2) 職員対応要領（素案）に対する意見

① 第2回ワーキンググループにおける意見

対応要領案の 関連条項	意見の概要	意見に対する対応（案）
別紙 留意事項	<ul style="list-style-type: none"> すべての施設で災害時に聴覚障害者が情報を視覚的に受容できるような施設整備をお願いする。 	<ul style="list-style-type: none"> 中長期的には施設の構造の改善等での対応に努めていくが、それまでの間は職員が聴覚障害者に情報を知らせることも含めて合理的配慮の提供で対応していく。
別紙 留意事項	<ul style="list-style-type: none"> 引用した国の職員対応要領等の不適切な表現の修正と更なる充実をお願いしたい。 障害特性に応じた対応について、知的障害と聴覚障害との合併症などが記載されていないので検討してほしい。 別紙留意事項第7の「障害特性に応じた対応について」に障害のある女性に対する配慮や障害のある外国人に対する配慮についても記載することで包括的な内容になると思う。 障害特性に応じた対応について、知的障害と聴覚障害との合併症などが記載されていないなど、障害種別をもう少し細かく整理した方がよい。 	<ul style="list-style-type: none"> 不適切な表現については、確認の上、必要があれば修正を行っていく。 (例) 依存症（アルコール）の特徴で「～嘘をついたり、否定的になったりする。」 今後、相談事例等の集約を行っていく予定であり、必要に応じて具体例の充実を図っていく。
別表 具体例	<ul style="list-style-type: none"> 合理的配慮の具体例については、合理的配慮や差別体験を広く募り、資料化したうえで議論を進めてほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> 本要領（素案）を策定するに当たって参考とした、国の対応要領（案）・対応指針（案）については、パブリックコメントが実施されており、広く国民の意見が反映されたものとなっている。 今後、各窓口における相談事例等の集約を行っていく予定であり、必要に応じて具体例の充実についても検討していく。
別表 具体例	<ul style="list-style-type: none"> 職員の採用試験、教員の採用試験における合理的配慮の規定を盛り込む必要があるのではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> 障害者雇用促進法に基づき、事業主として、人事担当部署において、要綱・要領での規定を準備している。
別表 具体例	<ul style="list-style-type: none"> 視覚障害者への配慮については、中途障害者など個人差に応じた配慮をお願いしたい。 また、視覚障害者が試験を受ける際の配慮については、その方が使い慣れた音声ソフトを使用するなど、柔軟な対応をお願いしたい。 	<ul style="list-style-type: none"> 障害種別ごとの特性を盛り込んだ職員対応要領に基づき、具体的場面や状況に応じた適切な対応がとれるよう徹底していきたい。
—	<ul style="list-style-type: none"> 県職員の中にろうあ者の方がどれくらいいるか知りたい。 	<p>平成27年6月1日現在</p> <ul style="list-style-type: none"> ○視覚障害者 4名（いずれも正規職員） ○聴覚障害者 8名（正規職員5名、再任用職員2名、嘱託職員1名） <p>※視覚障害と聴覚障害の双方を有する職員はいない。</p>

② 障害者施策審議会委員からの意見

対応要領案の 関連条項	意見の概要	意見に対する対応（案）
第3条 合理的配慮の 提供	・合理的配慮の提供の「負担が過重でない場合」について、例外規定を安易に設けず、真にやむを得ない場合に限定してほしい。	・「過重な負担」の考え方については、国の基本方針に基づき、個別の事案ごとに「事務・事業への影響の程度」、「実現可能性の程度」、「費用・負担の程度」等の要素を考慮し、具体的場面や状況に応じて総合的・客観的に判断していくこととしている。
第4条 監督者の責務	・監督者の責務として、合理的配慮を提供するために組織として努力するという文言を入れるとよい。	・監督者は組織を前提としているので、組織として対応していく。
第7条 研修及び啓発	・研修・啓発について、障害当事者が主導で、企画もしくは参画している研修を受けさせるべきであり、明記してほしい。	・効果的な研修の実施方法を検討したい。
別表 具体例	・合理的配慮の具体例については、合理的配慮や差別体験を広く募り、資料化したうえで議論を進めてほしい。	・本要領（素案）を策定するに当たって参考とした、国の対応要領（案）・対応指針（案）については、パブリックコメントが実施されており、広く国民の意見が反映されたものとなっている。 今後、各窓口における相談事例等の集約を行っていく予定であり、必要に応じて具体例の充実についても検討していく。
別表 具体例	・選挙公報の音声版、点字版を選べる形で入手できるようにしてほしい。	・選挙時には、点字版及び音声版の「選挙のお知らせ」を作成し、点字版については県選挙管理委員会が把握している視覚障害者の皆様に郵送している。音声版については、市町村選挙管理委員会等に備え付け、利用できるようにしている。
別表 障害特性に応 じた対応	・障害特性に応じた対応について、障害（心身の状態）は個人によって千差万別であるので、必要な合理的配慮は一方的に決めつけず本人との双方向のコミュニケーションで確認することが必要である。	・障害種別ごとの特性を盛り込んだ職員対応要領に基づき、具体的場面や状況に応じた適切な対応がとれるよう徹底していきたい。
—	・定期的（3年毎）に見直すことを明文化してほしい。	・3年後に拘ることなく、必要に応じて適宜見直しを行うこととしている。